

質問番号	仕様書等ページ	質問内容	回答
1	基本仕様書 p.4	8 システム要件 (1)について Service NowへのAPI連携が可能であることとあるが、どのような連携、運用方法をご検討されているか。	具体的には決定しておりません。具体的な要件が決まった際に、API連携の開発が可能なが条件となります。
1	基本仕様書 p.6	オンラインマニュアル (Webマニュアル) について、藤沢市様の任意のWebページもしくは整備するポータルサイト上に電子ファイルのマニュアルリンクを掲載するイメージでよいか。	ご理解の通りです。
3	実施要領 p.1、8	システム構築及びシステム利用に係る契約について、記載内容から来年度の契約は以下の2つの契約となるという理解で相違ないか。 ・システム構築：契約期間2024年9月30日まで、システム構築費用を完了払い ・システム利用料(保守費用等含む)：2029年9月30日までの利用を前提とした、2024年10月1日～2025年3月31日までの契約、月額払い	ご理解の通りです。
4	実施要領 p.5	システム提案書は、横書き／縦書き、ファイル形式等、記載事項以外に指定はあるか。	特段指定はありません。
5	実施要領 p.6	6 各項目の事務手続き (6)提案書等の提出 システムの利用規約は原本1部のみの提出か。他提出書類と同様に、原本1部・写し10部の提出か。	原本1部の提出をお願いします。
6	実施要領 p.7	データ移行について、本調達で構築するシステムは新規に整備するシステムであり、既存システムからのデータ移行等は発生しないと理解している。 当該記載について、具体的にどのようなデータの移行を想定されているか具体的に説明されたい。	ご理解のとおり既存システムはありませんが、本調達で構築するシステムは年度途中の2024年10月から稼働予定である一方、特別保育事業は2024年4月から年度が切り替わるため、半年分の登録者データや利用データ等がエクセルファイルや紙ベースで存在していますので、そういったものの取り込み作業を想定しています。
7	審査評価基準 p.2 項番5	ここでのEUC機能とは、例えば施設の利用データについてであれば保育の区分や利用日等の任意の条件でデータを抽出・出力できる機能という理解でよいか。	ご理解の通りです。
8	様式10 機能要件確認書	対応可否列の「○」、「△」、「×」の示す内容については以下であるとの理解でよいか。 ○：対応可もしくは標準機能 △：カスタマイズ対応 (カスタマイズ等の費用は備考欄へ記入) もしくは、運用や代替案により対応 (対応内容は備考欄へ記入) ×：対応不可もしくは該当機能なし	ご理解の通りです。
9	様式10 機能要件確認書 No.8	外部システムとして、どのようなシステムを想定しているか。	子育て関連の行政手続きを包括的に行えるシステムを想定しています。
10	様式10 機能要件確認書 No.8	また、連携ファイルのフォーマットと拡張子は、それぞれどのようなものを想定しているか。	具体的には決定しておりません。
11	様式10 機能要件確認書 No.31	市民側利用者の登録・登録情報変更時に、利用要件に合致しない特別保育事業がある場合はその旨を表示する機能を備えることとあるが、具体的なパターンを提示されたい。 (就学した場合に病児・病後児保育は利用できるが、一時保育、休日保育は利用できない といった例を想定している)	ご想定の通りです。他には一時預かりの利用者と休日保育の利用者が重複しないといったパターンを想定しています。
12	様式10 機能要件確認書 No.34	市民側利用者が登録申請とともに仮予約をすることができることとあるが、1日のみ等、仮予約についての条件はあるか。	特段条件を設けることは想定しておりませんが、詳細については業者選定後に決定したいと考えています。
13	様式10 機能要件確認書 No.43	利用予約及び実績データの出力は、Excelファイルでの出力でも良いか。	問題ありません。
14	様式10 機能要件確認書 No.56	空き枠数を明記しないとありますが、『△(お問合せ下さい(残り3枠))』のように枠数の記載は必要か。	ご質問いただいた部分の表記については、例示として「残り3枠となった場合に『△』表記とする」という意味です。基本的には枠数の表記について現時点では想定していませんが、詳細については業者選定後に決定したいと考えております。

質問番号	仕様書等ページ	質問内容	回答
15	様式10 機能要件確認書 No.56	施設毎に児童に対する申し送り事項の登録が可能であることとあるが、利用日毎に申し送りの登録を想定しているか。	児童ごとに登録が可能であれば、必ずしも利用日ごとでなくとも問題ないとの想定です。
16	様式10 機能要件確認書 No.58	「年齢別に（1歳未満児、1歳以上児など）、空き枠の管理、予約受付ができること。」という記載について、施設の定員数の範囲で、さらに年齢ごとの受け入れ上限人数を設定したいという要件と理解しているが、具体的にどのような区分で上限人数を設定する必要があるか。また、この設定は日ごとに変更できる必要があるか。	年齢ごとの受け入れ人数を設定するものではなく、例えば10人定員の場合、通常保育では0歳児クラスに属する満1歳児を2人換算、1・2歳児を1.5人換算、3歳児以上を1人換算とし、空き枠の判定をするということを想定しています。設定は日ごとに変更できる必要はないと考えています。
17	様式10 機能要件確認書 No.68	個別管理情報の照会権限は、その管理した施設のみで照会可能か、管理元の自治体でも照会可能か、どこまでの範囲を考えているか。	管理した施設と管理元の自治体での照会を考えていますが、詳細については業者選定後に決定したいと考えております。
18	様式10 機能要件確認書 No.76	待機児童対策など、優先する申込フラグとその対象者の管理において、証明書の添付や保管と記載いただいておりますが、毎回の予約時に証明書の添付が必要か。一度認められたものについては、個人情報と合わせて保管する等、証明書の保管が必要か。	毎回の添付は不要で、1度認められたものについては、個人情報と合わせて保管する等、証明書の保管が可能であれば望ましいと考えていますが、詳細については業者選定後に決定したいと考えています。